三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町月野字下岡七〇三〇の二、七〇三二の一、七〇三六の六
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市上大川内字鮎川三八九九、三八九九の一、武本字坂ノ口三六六五の二、三六七四の一、三七〇四、三七〇五
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市波留字ハゲ下六一一四の四一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○環境水産省告示第九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、プロキュオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件（平成十七年六月農林水産省環境省告示第八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境水産省告示第十号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、プロキュオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件（平成十七年六月農林水産省環境省告示第九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境水産省告示第十一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ムンティアクス・レエヴェスィ（キョン）の防除に関する件（平成十七年六月環境水産省告示第十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境水産省告示第十二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、レポミス・マクロキルス（ブルーギル）の防除に関する件（平成十七年六月環境水産省告示第十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境水産省告示第十三号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ミクロプテルス・ドロミエウ（コクチバス）の防除に関する件（平成十七年六月環境水産省告示第十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

○環境水産省告示第十四号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ミクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス）の防除に関する件（平成十七年六月環境水産省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　松本　龍

3中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。